

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま

四季だより 第51号

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649
HP <https://www.cnw-wakayama.jp>



発行：2025年春 消費者ネットワークわかやま

消費者ネットワークわかやま 公開学習会

こんな手口に注意！寸劇で楽しく学ぼう

—消費者被害を防ぐために— 開催

日時：2025年3月15日(土)13:30～15:00

場所：御坊市役所1階 多目的ホール（御坊市菌350番地2）

講師：浅野 喜彦さん(弁護士)

寸劇でんでん(NPO 消費者サポートネット和歌山)

参加人数：会場：38人、オンライン：6人 合計44人



今回はじめて御坊市との共催で公開学習会を開催しました。消費者被害について楽しく学ぼうと、寸劇と解説をまじえた学習会にしました。

最近の消費者被害の手口や契約について浅野喜彦弁護士より説明の後、劇団でんでんのメンバーの寸劇で、トラブルが増加している手口を紹介。

消費者の自宅を業者が訪問し、物品を買い取る「訪問購入」の場面を再現しました。売るつもりがないのに、気が付けば貴金属を安値で買い取られた事例や、再度業者が訪問しさらに安値で買い取られたなどを紹介。

また、害獣駆除のためネット検索で業者を呼び、ホームページに掲載されていた金額からかけ離れた請求をされた事例を紹介。その場で契約を急かす業者には気をつけることや見積りを事前に提出してもらい、すぐ作業にはかからせないことが大切であること、納得できない事やおかしいと思うことがあれば、すぐに周りの人や消費生活センターなどに相談することが重要であるとのアドバイスがありました。

参加者からは「寸劇がおもしろく、その解説がわかりやすかった」など好評でした。



消費者行政ヒアリング調査

消費者行政 ヒアリング調査

期間:2024年9月3日～
2024年10月2日

消費者ネットワークわかやま世話人会とわかやま市民生活協同組合が合同で県下全市の消費者行政担当窓口を訪問し、現状の課題や今後の問題点などについてヒアリング調査を行いました。

各市では地域の特徴に合わせて色々な取り組みをされています。今後の消費者行政の予算や相談員の確保、高齢者被害が多い状況や、若者のサポートが必要などの意見が出されました。

紀の川市（9/3）

相談者の多くは無職の高齢女性、ネット通販や定期購入の解約相談が主。前年と変わらず。若年層の防止には中学生だけではなく、高校生や大学生への啓発冊子を配布すればよい。



新宮市（9/3）

詐欺以外にも消費者トラブルが複数発生していることから、詐欺の手口だけでなく広く事例を学ぶ必要があると思いました。



橋本市（9/10）

相談件数自体は減少しているが、被害額が大きくなっており、ひとり1000万円をこえる投資詐欺なども起こっている。ただ、被害にあってしまうとお金を取り戻すのは難しい。



有田市（9/11）

実際に窓口に来て相談したり、電話で相談したりする人はごく一部で、泣き寝入りしている人が多いかも。1人でも多く消費者被害を減らすために、広報活動も今後は高齢者だけでなく、若者への働きかけも大事。



和歌山市（9/11）

不審な電話、メール等について、商品や健康食品等の定期購入トラブルについての相談が多い。幅広い世代に対応した消費者教育や相談体制の充実が必要。

田辺市（9/11）

相談件数自体は前年より減少しているが、遠方に住む人や若年層にデジタル化を通して窓口を周知、拡大していくことが大切だと感じました。相談件数は減っているが、発生件数は減っていない。



岩出市（9/26）

消費生活センター立ち上げの効果で、相談件数は24年度200件見込み（昨年184件）。SNSで知合った人からの副業紹介が増加、年代は30～60歳代と広範囲。



海南市（9/25）

60歳以上の方からの相談が多い（全体の55%を占める）。高齢者のスマホ普及率が高く、ネットトラブルが若者同様に増加。電話番号の着信が+1や+2は海外からの詐欺電話なので出ないように気を付ける。

御坊市（10/2）

相談件数が2022年度177件、2023年度225件と増加。理由は、同じ人が何度も相談に来る。そこで、認知症を疑い、介護福祉課から地域包括支援センターへと連携することができた。トラブルを早期に発見し未然に防げるよう、高齢の方の地域サロンへ出向き啓発活動を行うことで、消費者トラブルを防いでいこうとしている。



☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体26団体(その内、特定適格消費者団体4団体)が活動しています。

USJに対する差止請求訴訟の大阪高等裁判所の判決について

(請求棄却)

合同会社ユー・エス・ジェイに対する消費者契約法に基づく不当条項使用差止請求訴訟事件について、2024年12月19日、大阪高等裁判所にて判決言渡しがありました。裁判所は当団体の請求を棄却しました。判決では、消費者契約法第10条に関し、一部、一審の示した解釈を変更したものの、当団体の主張を十分に認めるには至りませんでした。

◎当団体の見解

転売禁止条項で「債権譲渡契約である」と認め、10条前段該当性を認めたことは10条違反の判断に至る前進として認めることができます。

しかし、この判決は消費者の利益擁護という観点で、大きな問題をはらんでいると言わなければなりません。とりわけキャンセル不可条項に関し「無名契約(※)に近いものである」として10条前段該当が認められなかったことは、いわゆる悪質商法の多くも無名契約と判断されうるものであることから、救済に道を閉ざすことに直接つながる危険性があります。

転売禁止条項が高額の転売を防ぐことで消費者の利益につながっているとして10条後段性が認められなかったことも、当日たまたま行けなくなったチケット購買者にすべての責任を押し付けるものであり、「転売禁止」を謳えばどんな権利制限も認められることにつながってしまいます。

※無名契約 民法が定めている売買・贈与・交換・請負・委任・賃貸借など、13種の典型契約以外の契約のことをいいます。

◎消費者契約法第10条

消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

前半の下線に該当するかどうかを「10条前段該当性」、後半の下線に該当するかどうかを「10条後段該当性」といいます。

当団体は高裁判決を不服として、2024年12月27日、大阪高等裁判所に上告状兼上告受理申書を提出しました。

判決当日の弁護団による記者会見の様子



詳しくはKC'sの
ホームページをご覧ください
<https://www.kc-s.or.jp/>



消費者ネットワークわかやま 第15回総会
記念落語会 「知って防ごう！消費者被害」

日時：2025年4月19日（土）※受付は12：30～

第一部（総会）13:00～13:45、第二部（記念落語会）14:00～15:00

場所：和歌山ビッグ愛・1201（和歌山市手平2丁目1-2）

記念落語会：林家 染二さん（落語家）

講演と落語「かわり目 悪質商法版」



お申込は：消費者ネットワークわかやま（TEL073-474-1124）

お電話または右記QRコードからお申込みください。

詳細についてはHPにてご案内します。

参加無料

消費者ネットワークわかやまでは、2025年度新規会員募集中！

～あなたも消費者ネットワークの会員になって
消費者被害のない地域づくりに参加しませんか！～

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。

■会員になるためには

年会費を納めて会員登録を行います。

個人会員（1口500円）、団体会員（1口1,000円） ※1口以上での加入をお願いします。

■年会費支払い方法

加入申込書に記入し、現金・銀行振込で会費を支払います。

※詳しくは、消費者ネットワークわかやま事務局 TEL073-474-1124 までお問合せください

■会員特典

会報（四季だより）、ホットな消費者見守りニュース（消費者被害防止の啓発チラシ）をお届けします。

お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局 TEL：073-474-1124

<https://www.cnw-wakayama.jp>